



# 平成 31 年 4 月 1 日 開所 家庭的保育事業 募集要項

募集期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）～7 月 25 日（水）

こども青少年局こども施設整備課

平成 30 年 7 月

## 目 次

1	募集概要	P 1
2	家庭的保育事業の整備・運営について	P 2
3	連携施設の確保について	P 8
4	事業実施者の審査基準	P 9
5	スケジュール	P 10
6	申請方法等について	P 11
7	問い合わせ先	P 13

### 参考資料

資料 1 納付費について

資料 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について

資料 3 平成30年度子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）

資料 4 かながわ保育士・保育所支援センター

## 1 募集概要

家庭的保育者の居宅等で0歳から2歳までの児童を保育する家庭的保育事業を運営する事業者を募集します。

### (1) 募集エリア

募集エリアは以下のとおりです。

鶴見区	西区
南区	磯子区
青葉区	戸塚区
栄区	

※予算の範囲内で採択をしますが、募集エリアに該当すれば採択を確約するものではありません。

※同一エリアで複数の申請があった場合は、9ページの「事業実施者の審査基準」により選考を行います。

※整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があるため、申請を受理できない場合もあります。事前にご相談下さい。

### (2) 整備費の助成

事業者の所有する物件、又は事業者が賃借する物件の改修に対して、「整備費（備品含む）」の助成を行います。

#### 〔助成金額〕

200万円（上限）

※200万円のうち、保育の実施に必要とする備品購入は65万円を限度とします。

#### 〔対象経費（事例）〕

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷蔵・冷凍庫の購入
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレ、幼児用シンク、幼児用バス（沐浴槽）、調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え

### (3) 開所日

平成31年4月1日（厳守）

## 2 家庭的保育事業の整備・運営について

### (1) 制度概要

保育士の資格や看護師及び幼稚園教諭の免許をお持ちの方、家庭的保育を経験された方等で横浜市が認可した家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等でお子さんを保育します。

### (2) 対象児童

満3歳未満で、保育を必要とする児童  
(家庭的保育者及び家庭的保育補助者と3親等以内の親族関係にない児童)

### (3) 定員規模

3人以上5人以下

### (4) 児童を預かるまでの流れ (平成31年4月1日入所の場合)

平成30年11月頃

① 市が、利用の申請を受け付け、入所する児童を調整します。

平成31年2月頃

↓

② 利用決定通知を受け取った保護者から家庭的保育者へ連絡がありますので、双方でご相談のうえ、面談日時を設定します。

平成31年3月中旬～下旬

↓

③ 面談で、保護者の方へ保育方針や保育内容について、詳しく説明していただき、利用契約を結んでいただきます。

平成31年4月1日

↓

保育の開始

### (5) 利用料金について

利用料金は、家庭的保育者がその責任において徴収します。(利用料金は、保護者の市民税額により、各区福祉保健センターで決定します。)

<参考：資料3 平成30年度子ども・子育て支援新制度 保育利用料>

### (6) 支援体制について

#### ア 保育相談員による訪問相談

乳幼児の発達及び情緒の安定、心身の調和を図るような保育内容を促すとともに、保育に関する相談に応じるため、年2回、こども青少年局の保育相談員が、訪問相談を実施しています。

#### イ 看護師による巡回訪問

日常保育における保健活動の円滑な実施を図り、保健衛生に関する知識の啓発、助言、相談を行うため、市立保育所の看護師による巡回訪問を実施しています。

#### ウ 研修会の実施

保育内容の充実を図るため、研修会を実施しています。

## エ 運営指導の実施

児童の処遇計画、安全確保及び健康管理等の観点から、年1回、区福祉保健センターによる立入調査を実施しています。

## (7) その他

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が、平成30年度に南区・磯子区で区域指定し、順次、市全域で区域指定する予定です。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（※土砂災害防止法）
- ・神奈川県土砂災害ポータル  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

## (8) 設置基準の概要

定員構成について	
対象年齢	0歳～2歳
受入規模	3人以上5人以下
保育時間について	
保育時間	午前8時30分から午後4時30分までを含む11時間以上開所すること。
休園日	原則として日曜・祝日及び12月29日から1月3日まで
家庭的保育者について	
資格・経験等	<p>ア 保育士の資格      イ 看護師の免許      ウ 幼稚園教諭の免許      エ 家庭的保育補助者の経験が1年以上（※）ある方      ※1年以上とは・・・      例：週1回の家庭的保育補助者の経験 → 5年の経験が必要となります。</p>
年齢等	<p>満25歳以上61歳以下の方（※）      ※ 家庭的保育者は、満66歳を迎えた年度末をもって、要件がなくなります。      ※ 年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢とします。</p>
その他の要件	<p>①家庭的保育者は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。      ②家庭的保育者は、他に職業を有せず、児童の保育に専念できる者であること。      ③家庭的保育者は、現に養育している学齢前の児童がいない者であること。      (ただし、現在養育している就学前のお子さんがいる場合は、自宅以外に家庭的保育の実施場所を確保する場合は申請できます。)      ④家庭的保育者は、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。      ⑤家庭的保育者は、以下に該当しないこと      ア 成年被後見人又は被保佐人      イ 暴力団経営支配法人等      ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者      エ 破産者で復権を得ない者      オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。      カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の計に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者      キ 市税等の滞納があること      ※⑤については同居の親族も該当しないこと</p>
事業者の決定	認可事前協議の申請に対し、書類審査・実地調査・面接等を行い、横浜市児童福祉審議会の審議を経て、その適否を決定します。

研修の実施	<p>採択をされた場合、事業開始までに以下の研修の修了が必要となります。      (詳細は選考結果を通知する際にお伝えします。)</p> <p>①認定研修（保育士の資格を保有していない場合のみ）      ②子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞（保育士資格の有無を問わず全員が対象）</p>
<b>職員配置について</b>	
配置すべき職員	<p>①家庭的保育者      児童3人に対して家庭的保育者1人      ※保育時間（11時間）については、原則として家庭的保育補助者を配置し、複数体制で保育すること。      児童5人に対して家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人以上</p> <p>②調理員（連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く）</p> <p>③嘱託医</p>
補助者の要件	<p>保育の補助を行う家庭的保育補助者（<u>保育士資格を保有していることが望ましい。</u>）の雇用が必要です。補助者の要件は次のとおりです。</p> <p>①開所までに子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞を修了すること。      ※子育て支援員研修の受講については、保育・教育人材課から案内をしますので随時受講をさせてください。</p> <p>②心身ともに健全であること。</p> <p>③乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳児に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>④補助者は、以下に該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 暴力団経営支配法人等</p> <p>ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 破産者で復権を得ない者</p> <p>オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>キ 市税等の滞納があること</p>
<b>設備構造等について</b>	
建物	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋は、原則として、居宅等の1階とする。ただし、居宅等の1階に保育室が確保できない場合は、居宅等の2階までに設置することとし、その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難上有効な設備を有すること。</p> <p>※避難設備については、2方向の避難経路が確保されていること。</p> <p>※居宅等が借家である場合は、家主の承諾があること。</p> <p>※借家である場合は、賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上またはそれと同等に認められる場合であること。</p>

保育室の面積		1室あたり面積9.9m <sup>2</sup> 以上とし、実質的に児童の保育に使用する面積が、児童1人につき3.3m <sup>2</sup> 以上であること。 0歳児と1、2歳児を同じ部屋で保育をする場合には区画されていること。
面積の算出方法		保育室の面積は有効面積で算出してください。この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいいます。 (ア) 押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚 (イ) 吊り押し入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したもの） (ウ) 手洗い器 (エ) ピアノ
便所・便器		便所は、保育室・調理室と区画されていること。 便器は児童が使用できること。
調理室・調理設備		保育室と区画（腰高程度で可）し、衛生面で問題のないこと。 保育用の専用冷蔵・冷凍庫を設置、または同等の取り扱いができること。 調理員専用の手洗い設備が設置されていること、または設置予定であること。
手洗用設備		乳児用と乳児用以外のものをそれぞれ設けること。
保育室の区画		児童の保育を行う専用の保育室が調理設備、便所と区画されていること。
採光・換気等		児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
非常災害防止		火災警報器及び消火器を有すること。
屋外における遊戯等に適した広さの庭		実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3m <sup>2</sup> 以上であり、児童が実際に遊戯できる面積の屋外の遊び場があること。ただし、敷地内に適当な遊び場を確保することが困難な場合は、児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内）にそれに代わる公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。
権利関係		土地及び建物の権利については、家庭的保育者が所有又は賃借契約期間が賃貸借契約において10年以上、またはそれと同等と認められる場合であること。
通信環境		横浜市への支払請求事務をパソコンで行うため、インターネットが使用できる通信環境であること。
<b>経営の安定性について</b>		
経済的基礎		家庭的保育者が年間運営事業費の6分の1（約2か月分）以上の額を安全性があり、かつ換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
<b>保育内容について</b>		
保育内容		保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。
保護者との連携		保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等とで日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
給食		原則、自園調理をすること。（調理業務の委託や連携施設からの搬入も可） ※連携施設から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷蔵・冷凍庫（冷凍目安容量70L以上）が必要。
保健衛生		必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健康診断等		職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。 給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
連携施設		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」については、認可までに締結すること。 「代替保育の提供」については、必要に応じて締結すること。

「卒園後の受け皿の設定」については連携先確保の見込みがあること。  
【連携施設】認可保育所、幼稚園、認定こども園

※その他法令等を遵守する必要があります。

## (9) 近隣説明について

### ア 申請段階

整備物件の自治会町内会・連合町内会、建物所有者、近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、申請前に必ず、保育事業の実施についての申請を行う旨の説明をすること。

### イ 採択段階

整備について採択された後、地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

### ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

### 3 連携施設の確保について

家庭的保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園が望ましい）、認定こども園と下記の内容について協定書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

#### （1）連携施設の役割

##### ア 保育の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、家庭的保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（平成31年1月頃）までに必ず締結していただきます。

##### イ 代替保育の提供【任意】

職員の急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行っていただきます。

##### ウ 卒園後の受け皿の確保【必須】

原則として開所日までに、利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿となる施設を確保しなければなりません。困難な場合は、平成32年3月まで経過措置期間を設けていますが、進級先確保の見込みがあることが申請の条件となります。

#### （2）連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

#### （3）連携施設受諾促進加算（横浜市独自加算）

家庭的保育事業の連携施設の確保を促進するため、連携先に対して雇用費等の経費の一部に充当するための助成を行っています。（自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。）

（平成30年度）

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	114,750円	
幼稚園	A区分	85,000円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	57,400円	
認定こども園	A区分	229,500円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	85,000円	
	C区分	57,400円	

## 4 事業実施者の審査基準

(評価項目は例示です。)

評価項目	評価細目
1 職員体制	(1) 補助者の確保状況 (2) 調理員の状況
2 申込者の資質	(1) 資格・経験 (2) 健康状態
3 周囲の状況	(1) 周囲の状況 (2) 公園・屋外遊戯場の状況
4 保育室の状況	(1) 保育環境 (2) 安全・衛生面
5 連携計画	(1) 連携施設確保 (2) 卒業後の受け皿の確保
6 面接	(1) 保育方針、運営の方針等 (2) 地域住民対応

## 5 スケジュール

家庭的保育事業への申請から決定までの流れは、以下のとおり予定しております。ただし、申請の人数によっては、変更することがありますので、あらかじめ、ご承知おきください。

時 期	スケジュール（予定）	
7月25日	申請書提出締切 ※提出先：こども施設整備課	
7月下旬	事業実施場所への実地調査	
8月上旬	申請者との面接	
9月下旬	結果通知	
10月以降 順次	保育相談員と現場調査	
	保育士資格有の方	保育士資格以外の方
		認定研修（講義7日程度） 認定研修受講結果通知
	子育て支援員研修（講義）	子育て支援員研修（講義）
	子育て支援員研修（実習） 2日以上	実習 2日以上+48時間 (子育て支援員研修分+認定研修分)
	認可通知	
	開設準備  ※改修設備・備品等について予め保育相談員にご相談ください。	
4月1日	保育開始	

## 6 申請方法等について

### (1) 申請書の提出について

ア 申請書類提出の際には電話で日時をご予約の上、直接お持ちいただきますよう お願いします。

イ 受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く、平日 8 時 45 分から 17 時まで

ウ 受付場所：こども青少年局 こども施設整備課

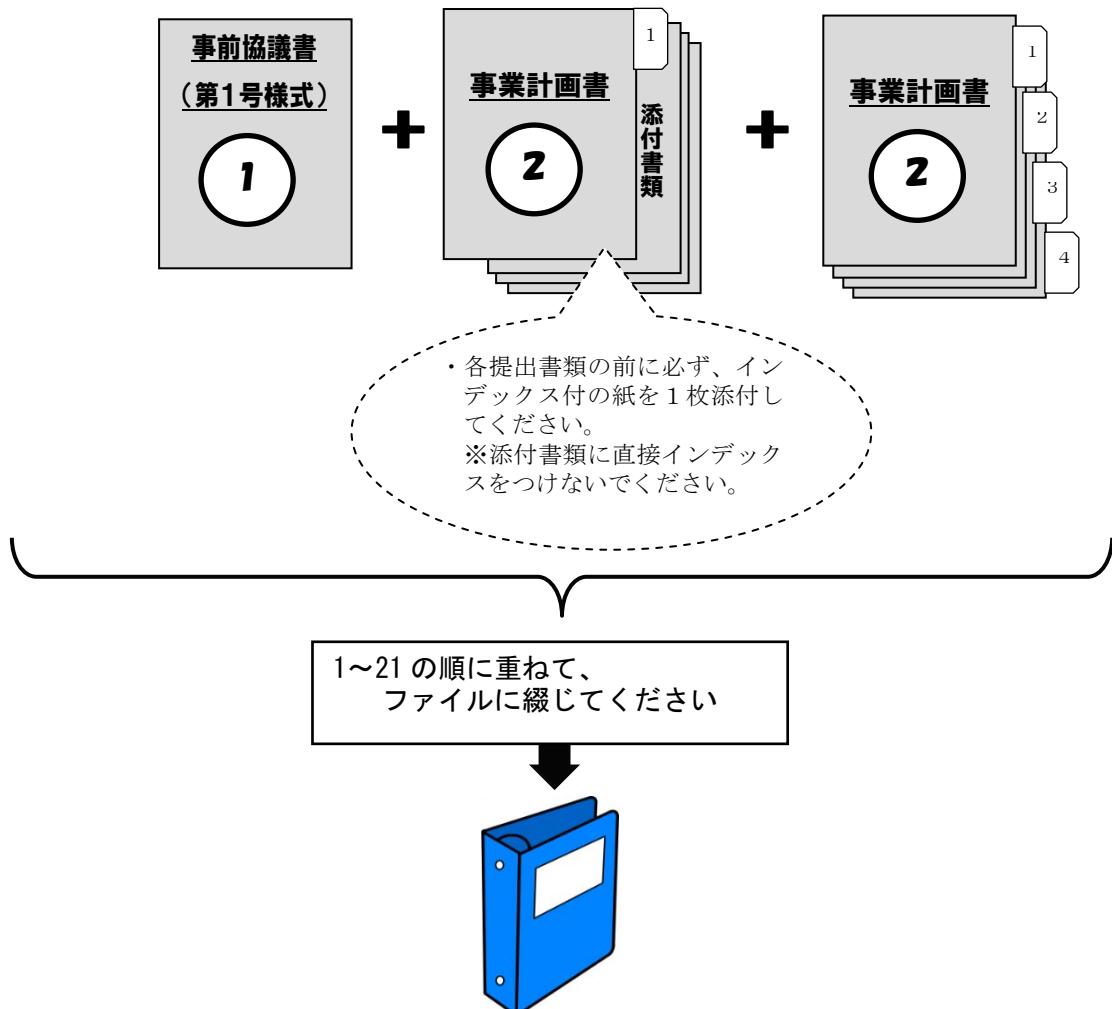
横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 5 階

(最寄駅 JR 関内駅もしくは市営地下鉄関内駅)

エ 提出部数：1 部

- ・ A4 縦サイズで統一し、リングファイル（左 2 穴）に綴じてください。
- ・ 添付書類には、必ずインデックス（「提出書類一覧」の番号 1 ~ 21） 付の紙の後に該当する資料を付けてください。
- ・ リングファイルの内側に提出書類にチェックをつけて「12. 提出書類一覧」を貼付してください。

【提出書類イメージ図】



※不備があると審査ができない場合がありますので、充分にご確認のうえご提出ください。

オ 提出締切日：7月 25 日（水）

カ 申請内容について、後日確認させていただくことがあります。

## (2) 面接について

- ア 日時：8月上旬（予定）
- イ 面接場所：関内新井ビル5階（予定）
- ウ 面接内容
  - ・保育に対する考え方や運営に関すること
  - ・申請書に記載された内容に関すること
  - ・家庭的保育者としての適格性に関すること
- など

## (3) その他

- ア 申請後、面接前までに申請物件の現地調査をさせていただきます。
- イ ご提出頂いた申請書類及び添付資料は返却いたしません。
- ウ 審査をする上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- エ 採択後、いくつか条件を附すことがありますので、予めご了承願います。
- オ 平面図は設計士の方に依頼して作成してください。

### ■ 関内新井ビル案内図（所在地：横浜市中区尾上町1－8）



○JR 関内駅 南口改札より徒歩約4分

○市営地下鉄関内駅 出口1より徒歩約2分

○みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩約5分

## 7 問い合わせ先

### (1) 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】045-671-2398

【FAX 番号】045-663-1925

【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

【担当者】家庭的保育事業担当

### (2) 募集エリア・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市こども青少年局保育対策課

【電話番号】045-671-4468、4220

【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)

## **参考資料**

- 1 納付費について**
- 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について**
- 3 平成 30 年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額**
- 4 かながわ保育士・保育所支援センター**

## 参考資料1 納付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき納付費をお支払します。納付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

### 【参考サイト】

・新制度全般(内閣府HP)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

・公定価格の単価表(案)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h300307/pdf/s3-1.pdf>

・試算ソフト

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

家庭的保育事業 年間運営事業費の目安額（30年度 公定価格概算モデル）		
年間運営事業費		年間運営事業費の1／6
3人型	17,235,360円	2,872,560円
5人型	22,945,200円	3,824,200円

### 【定員5人の場合の試算条件(公定価格の単価表より主な加算項目で積算)】

※参考であり、実際の額とは異なる場合があります。

・基本分単価…児童1人あたり 169,000円

・処遇改善費加算Ⅱ…児童1人あたり 9,740円

・資格保有者加算(保育士資格有と仮定)…児童1人あたり 5,410円

・家庭的保育補助者加算(家庭的保育補助者を配置)…児童1人あたり 28,250円

・賃借料加算…児童1人あたり49,200円

・冷暖房費加算…児童1人あたり110円

※上記金額から利用料金(利用者負担分)を差し引いた金額が本市から支払われます。

## 参考資料2 連携施設受諾促進加算の諸条件について(30年度)

連携先	月額助成単価	支給条件						
認可保育所	A区分 229,500円	<p><b>支給条件</b></p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。</li> <li>・事業者からの相談に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。</li> <li>・施設の状況に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> <li>・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設との合同研修・職員交流を実施する</li> <li>・連携施設への給食の提供を実施している。</li> </ul> <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例</p> <p>地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p>						
	B区分 114,750円	<p><b>単価</b></p> <table> <tr> <td>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td>A区分 229,500円</td> </tr> <tr> <td>条件②ア、イ両方に該当する場合</td> <td>B区分 114,750円</td> </tr> </table> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>	条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 229,500円	条件②ア、イ両方に該当する場合	B区分 114,750円		
条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 229,500円							
条件②ア、イ両方に該当する場合	B区分 114,750円							
幼稚園	A区分 85,000円	<p><b>支給条件</b></p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。</li> <li>・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> </ul>						
	B区分 57,400円	<p><b>単価</b></p> <table> <tr> <td>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td>A区分 85,000円</td> </tr> <tr> <td>条件② ア、イともに該当する場合</td> <td>B区分 57,400円</td> </tr> </table> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>	条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 85,000円	条件② ア、イともに該当する場合	B区分 57,400円		
条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 85,000円							
条件② ア、イともに該当する場合	B区分 57,400円							
認定こども園	A区分 229,500円	<p><b>支給条件</b></p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。</li> <li>・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。</li> <li>・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> <li>・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。</li> <li>・連携施設への給食の提供を実施している。</li> </ul> <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p><b>単価</b></p> <table> <tr> <td>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td>A区分 229,500円</td> </tr> <tr> <td>条件② ア、イ両方に該当する場合</td> <td>B区分 85,000円</td> </tr> <tr> <td>条件③ アのみに該当する場合</td> <td>C区分 57,400円</td> </tr> </table> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>	条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 229,500円	条件② ア、イ両方に該当する場合	B区分 85,000円	条件③ アのみに該当する場合	C区分 57,400円
条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A区分 229,500円							
条件② ア、イ両方に該当する場合	B区分 85,000円							
条件③ アのみに該当する場合	C区分 57,400円							

平成30年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

参考資料3

平成30年4月  
(単位:円)

負担区分	認定区分		1号		2号（3歳児～）		3号（0～2歳児）		3号（0～2歳児）	
	対象施設・事業		認定こども園（教育利用） 幼稚園		認定こども園（保育利用）、認可保育所		認定こども園（保育利用）、認可保育所		小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業	
	きょうだい区分	保育必要時間	第1子※	第2子※	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税		2,100	0	2,100	2,100	0	0	2,800	2,700
C	市民税均等割のみ		3,000	0	4,900	4,900	1,700	1,700	6,700	6,500
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	6,400	6,300	2,200	2,200	8,200	8,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700	7,600	7,500	2,700	2,700	10,000	9,800
	D3	48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300	9,500	9,400	3,300	3,300	12,500	12,200
	D4	50,401円以上～57,700円以下	10,100	3,900	11,000	10,900	3,900	3,900	14,500	14,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	10,100	4,500	12,800	12,600	4,500	4,500	16,500	16,200
	D6	77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500	15,600	15,300	5,500	5,500	20,400	20,000
	D7	97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700	19,500	19,100	6,800	6,700	25,000	24,500
	D8	102,601円以上～120,600円以下	17,000	6,700	21,500	21,100	7,500	7,300	29,000	28,500
	D9	120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100	23,500	23,100	8,200	8,000	34,000	33,400
	D10	138,601円以上～169,000円以下	18,800	8,100	24,800	24,300	8,700	8,500	38,000	37,300
	D11	169,001円以上～174,900円以下	18,800	8,100	25,800	25,300	9,000	8,800	41,500	40,700
	D12	174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300	26,800	26,300	9,400	9,200	44,500	43,700
	D13	192,901円以上～211,200円以下	20,300	9,300	27,500	27,000	12,400	12,100	47,500	46,600
	D14	211,201円以上～228,900円以下	21,800	10,900	28,300	27,800	12,700	12,400	50,200	49,300
	D15	228,901円以上～246,700円以下	21,800	10,900	29,300	28,800	13,200	12,900	53,000	52,000
	D16	246,701円以上～255,700円以下	21,800	10,900	30,400	29,800	13,700	13,400	55,000	54,000
	D17	255,701円以上～264,700円以下	23,000	11,500	31,800	31,200	14,300	14,000	57,000	56,000
	D18	264,701円以上～273,700円以下	23,000	11,500	33,000	32,400	18,200	17,800	58,000	57,000
	D19	273,701円以上～282,700円以下	23,000	11,500	33,900	33,300	18,600	18,200	59,000	57,900
	D20	282,701円以上～291,700円以下	23,000	11,500	35,000	34,400	19,300	18,900	60,000	58,900
	D21	291,701円以上～301,000円以下	24,000	12,000	36,200	35,500	19,900	19,500	61,000	59,900
	D22	301,001円以上～309,700円以下	24,000	12,000	37,400	36,700	20,600	20,200	64,500	63,400
	D23	309,701円以上～335,800円以下	24,000	12,000	38,600	37,900	21,200	20,800	68,000	66,800
	D24	335,801円以上～361,300円以下	25,200	12,600	39,800	39,100	21,900	21,500	71,500	70,200
	D25	361,301円以上～387,700円以下	25,200	12,600	40,900	40,200	22,500	22,000	73,600	72,300
	D26	387,701円以上～397,000円以下	25,200	12,600	42,500	41,700	23,400	23,000	75,600	74,300
	D27	397,001円以上	25,200	12,600	43,500	42,700	23,900	23,400	77,500	76,100
ひとり親世帯等	B1	市民税非課税でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	1,700	1,700	0	0	2,300	2,200
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	2,900	2,800
	E2	D2階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100
	E3	D3階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100
	E4	D4階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100
	E5	D5階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100

※きょうだい区分の数え方は別紙「利用料のお知らせ」をご確認ください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※市民税の見方についてはこども青少年局のホームページでご覧になれます。<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/data/h29nyusho/mikata.pdf>

## インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



\*2017年4月よりリニューアル

### \*求職者の皆さんへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

### \*求人事業者の皆さんへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

\*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

## かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

[www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

## 保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

### ✿求職対象職種

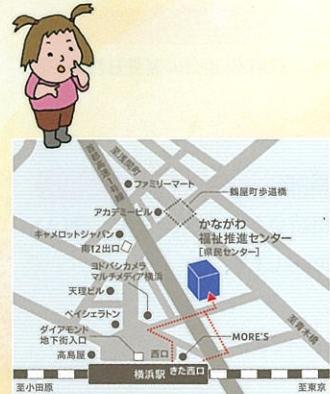
神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

### ✿求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人  
神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉人材センター内

## かながわ保育士・ 保育所支援センター

開所時間 月～土曜日 9:00～17:15 (12:00～13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail [hoiku\\_jinzai@knsyk.jp](mailto:hoiku_jinzai@knsyk.jp)

HP [www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)

Illustration by Osamu Kawamura

資格をいかして、子どもたちの笑顔に 参考資料4  
そなあなたを応援します。  
働きたい!

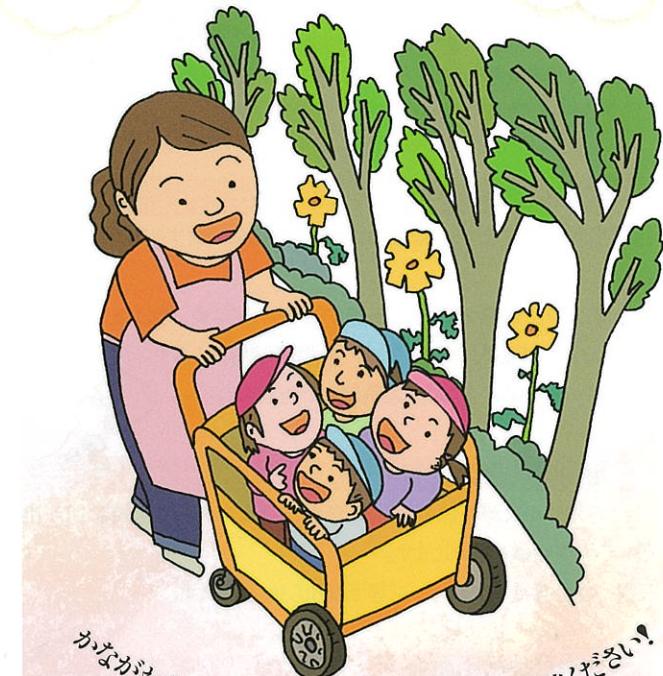
## かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士を  
紹介してほしい

もう一度保育士として  
働きたい

保育所の看護師や  
栄養士を募集したい

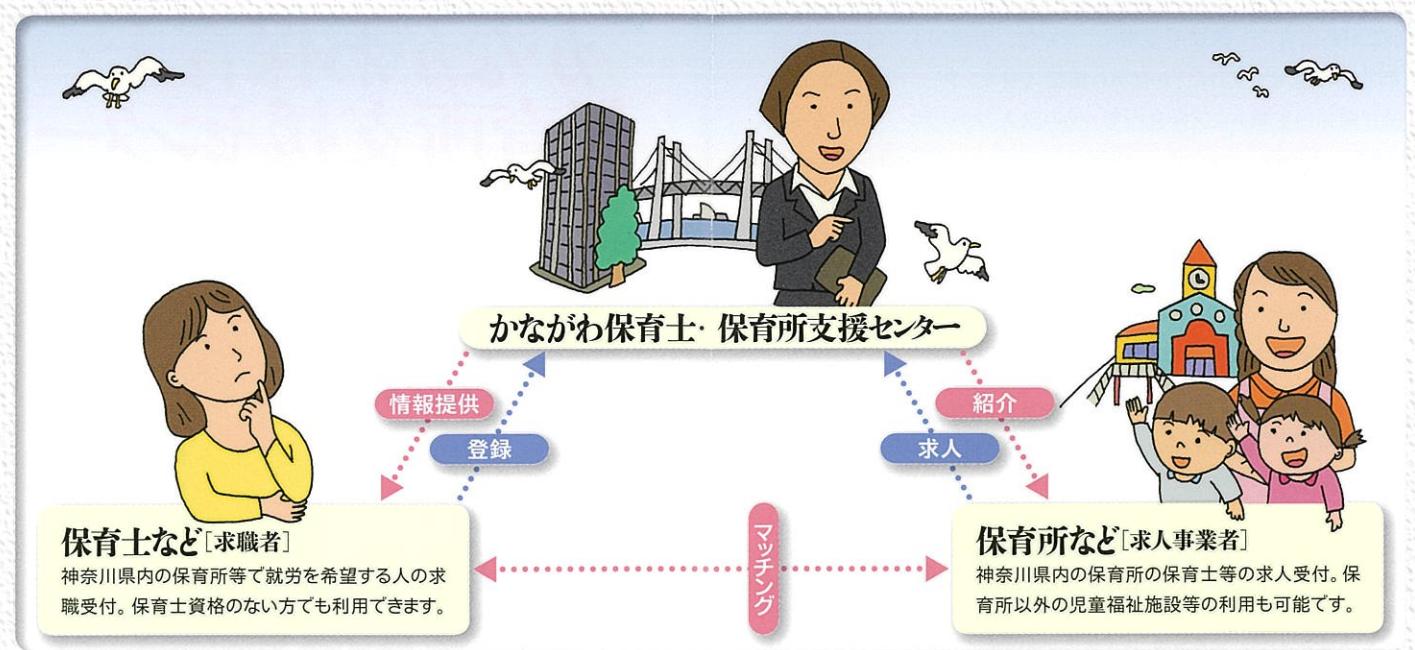
保育士の資格を  
いかして働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターにご相談ください。

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

かながわ保育士・  
保育所支援センターは、保育の仕事をしたい人と、保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、マッチングをおこなう専門機関です。



### 就職相談コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。

就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。

ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



### 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出来て個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

### 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

### まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。



#### すぐに就職したい方

- ♦ 就職相談
- ♦ 職場見学等の調整
- ♦ 求人情報の提供
- ♦ 就職先の紹介

#### いずれ就職しようと考えている方

- ♦ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ♦ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。



保育士資格をもっているが、  
保育の仕事をしたことがない方または、  
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

### 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

離職登録 [www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp](http://www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp)

求職登録 [www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp](http://www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp)

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816